

議案第39号関係資料

高齢者福祉事業の取扱いについて

平成 16 年 1 月
秋田市・河辺町・雄和町
合 併 協 議 会

(様式1)

行政制度等の調整方針(案)総括表

福祉専門部会

(33) 高齢者福祉事業

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
1	高齢者福祉計画				B	
2	老人クラブ活動等補助				B	
3	老人クラブ連合会補助				B	
4	敬老事業				B	
5	老人保護措置事業				B	
6	介護保険関連特別措置		×	×	B	
7	老人日常生活用具給付等			×	B	
8	老人福祉施設入所等事務				B	
9	長寿者褒章				B	
10	地域ケア推進事業				B	
11	福祉機器・用具の貸出			×	C	
12	外出支援サービス事業	×			C	
13	寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業	×		×	C	
14	軽度生活援助事業		×		B	
15	配食サービス				B	
16	生きがい活動支援通所事業				B	
17	生活管理指導事業(指導員派遣)				B	
18	生活管理指導事業(短期宿泊)				B	
19	高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	×			C	
20	成年後見制度利用支援事業		×	×	B	

番号	項目(事務事業名等)	秋田市	河辺町	雄和町	区分	経過措置
21	緊急通報システム				B	
22	高齢者地域支援体制整備、評価事業	×	×		C	
23	特別養護老人ホームの管理運営	×	×		C	
24	軽費老人ホームの管理運営	×	×		C	
25	老人デイサービスセンターの管理運営				B	
26	高齢者健康づくりセンター・ふれあいプラザの管理運営	×			A	
27	高齢者バス優遇乗車助成事業		×	×	B	
28	生活支援ハウス運営事業		×	×	B	
29	いこいスペース創成事業		×	×	C	
30	軽費老人ホーム事務費助成経費		×		B	
31	高齢者住宅整備資金貸付事業	×			C	
32	ふれあい入湯券交付事業	×	×		C	
33	研修バス助成事業	×	×		C	
34	老人いこいの家管理運営委託経費(修繕経費)		×		B	
35	在宅介護相談協力員			×	B	
36	いきいきサロン事業		×	×	B	
37	在宅介護支援センター				B	
38	在宅介護住宅整備資金貸付事業	×	×		C	

(注1) 該当する項目(事務事業名等)を実施している市町には 印、実施していない場合は×印を表示。

(注2) 「区分」欄には、調整方針(案)の区分を表示。(A:現行どおり、B:統一、C:廃止)

(注3) 「経過措置」欄には、調整方針(案)で経過措置を講じることとした場合に 印を表示。

行政制度等の調整方針(案)

(33) 高齢者福祉事業

福祉専門部会

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
1 高齢者福祉計画	<p>【事業の目的】 高齢者支援のための保健・福祉の総合計画として「秋田市高齢者プラン」を策定</p> <p>【内容】 平成9年3月 秋田市高齢者プランを策定 平成13年3月 高齢者プラン(改訂版)を策定 平成15年3月 第2期介護保険事業計画の見直しにともない、高齢者プラン(改訂版)を策定 平成17年度に全面改訂予定</p>	<p>【事業の目的】 要支援および要介護高齢者を含むすべての高齢者を対象に、介護保険の給付対象とならない老人保健福祉サービスや施策の体系化を図る。</p> <p>【概要】 保健福祉サービスの現状と課題、計画の基本方針、基本計画を柱として平成15年3月に策定 策定委員会を設置(委員12名) 計画期間 平成15年～19年</p>	<p>【事業の目的】 高齢者支援のための保健・福祉の総合計画として「雄和町高齢者保健福祉計画および雄和町介護保険事業計画」を策定</p> <p>【内容】 平成6年3月 雄和町老人保健福祉計画を策定 平成12年2月 雄和町老人保健福祉計画及び雄和町介護保険事業計画策定 平成15年3月 第2期介護保険事業計画見直しに伴い、雄和町老人保健福祉計画および雄和町介護保険事業計画策定</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。
2 老人クラブ活動等補助 (当該事業に係る補助金の取扱いについては、議案第33号補助金等の取扱いに関する件の関連資料にも調整方針を掲載している)	<p>【単位老人クラブ活動】 市内203老人クラブ(会員数12,138人)の活動に対し補助金を交付する。</p> <p>【市老人クラブ連合会】 ・秋田市老人クラブ連合会の活動に対し補助金を交付する。 ・秋田市老人クラブ連合会は、単位老人クラブの連絡調整を図り、高齢者自身の福祉増進、健康管理、地域社会の福祉の増進および社会奉仕に努め、相互の親睦等の活動を行っている。</p> <p>【単位老人クラブ活動】 ・1単位老人クラブあたり@3,240円×12月=38,880円を支給する。 ・また、市単独事業で社会奉仕活動強化費として、市老連に加入している単位老人クラブに1万円を補助している。</p>	<p>【単位老人クラブ活動】 ・町内32クラブ・会員数1,587人の老人クラブの活動に対し補助金を交付する。 ・均等割により交付額を決定し補助する。</p> <p>【町老人クラブ連合会活動】 ・町老人クラブ連合会の活動に対し補助金を交付する。 ・町老人クラブ連合会は、単位老人クラブの連絡調整を図り、老人自身の福祉増進、健康管理、地域社会の福祉の増進および社会奉仕に努め、相互の親睦等を行っている。</p> <p>【単位老人クラブ活動】 ・町内32クラブ・会員数1,587人の老人クラブの活動に対し補助金を交付する。 ・1クラブあたり4,800円×12月=57,600円</p>	<p>【事業の目的】 雄和町老人クラブ連合会および単位老人クラブが主催する各種活動を助長し、高齢者の生きがいづくり活動を推進するため補助金を交付する。</p> <p>【手続き等】 ・雄和町老人クラブ連合会より事業計画・収支予算書を添付した補助金交付申請書の提出を受け、審査のうえ補助金を交付する。 ・各単位老人クラブは、老人クラブ連合会に活動費補助申請を行い、活動助成を受ける。</p> <p>【事業内容・補助金額等】 ・連合会 各老人クラブ・関係団体との連絡・調整、その他老人福祉の増進、地域社会福祉事業等 (運営費補助金 274,000円) ・単位老人クラブ活動助成 (単位クラブ 40,000円+16,015円)</p>	1単位老人クラブあたりの補助金額、申請方法(雄和町)が異なることから調整が必要	平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
3 老人クラブ連合会補助 (当該事業に係る補助金の取扱いについては、議案第33号補助金等の取扱いに関する件の関連資料にも調整方針を掲載している)	【目的】 各種文化・スポーツ活動などの生きがいづくりをはじめとする秋田市老人クラブ連合会活動の活性化を資金面で支援する。 【内容】 活動計画、収支予算等を審査した上で助成を行っている。 【経費負担】 国1/3 市2/3 ただし、事務局運営費補助(600,000円)などについては、市単独で補助している。	【目的】 河辺町老人クラブ連合会活動の活性化を資金面で支援する。 【町老人クラブ連合会活動】 町老人クラブ連合会の活動に対し補助金を交付する。 定額 410,000円	【目的】 雄和町老人クラブ連合会および単位老人クラブが主催する各種活動を助長し、高齢者の生きがいづくり活動を推進するため補助金を交付する。 【事業内容・補助金額等】 ・連合会 各老人クラブ、関係団体との連絡・調整、その他老人福祉の増進、地域社会福祉事業等 (運営費補助金 274,000円)	老人クラブ連合会の合併時期と、補助内容等の検討を要する。	平成16年度中は現行どおりとし、平成17年度から秋田市の制度に統一する。
4 敬老事業 (当該事業に係る補助金の取扱いについては、議案第33号補助金等の取扱いに関する件の関連資料にも調整方針を掲載している)	【目的】 今日の社会の礎を築いた高齢者に敬愛と感謝の意を表すため、各地区社会福祉協議会が主催する敬老会事業へ補助金を交付する。 【内容】 補助対象団体：市内36地区社会福祉協議会 対象者：毎年7月1日現在、秋田市に住民登録している数え年75歳以上の方 対象人数：29,781人 補助単価：1人につき、1,300円	【目的】 長い人生を社会や家庭のために働かれた老人のご苦労に感謝し、長寿をお祝いするために開催 【事業概要】 実施日(平成15年度) 平成15年9月6日(土)、7日(日) 河辺町主催 【内容】 町民体育館・岩見三内中学校で10時より式典とアトラクションを行う。 88歳 座布団 80歳 鳩杖 【対象者】 町内在住者で75歳以上	・敬老福祉大会実行委員会で開催 ・町から、節目対象者への記念品代は、一般会計より支出 ・実行委員会へ開催費を補助 【目的】 今日の社会の礎を築いた高齢者に敬愛と感謝の意を表し、雄和町各種団体から成る、敬老福祉大会実行委員会を組織し大会を開催 【対象者等】 毎年4月1日現在雄和町に住民登録している、数え年70歳以上の者	対象年齢、開催方法が異なるため調整が必要	合併時に秋田市の制度に統一する。
5 老人保護措置事業	【目的】 65歳以上の高齢者で、身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的理由により居宅で養護を受けるのが困難な方を養護老人ホームに入所措置する。	【目的】 身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的に困窮している、原則65歳以上の方を養護老人ホーム等へ入所措置する。	【目的】 65歳以上の高齢者で、身体上又は精神上の障害のため日常生活に支障があり、かつ経済的理由により居宅で養護を受けるのが困難なものを養護老人ホームに入所措置する。		合併時に秋田市の制度に統一する。
6 介護保険関連特別措置	【目的】 やむを得ない事由により、介護保険サービスの利用などが困難な高齢者に対し、必要な介護保険サービスの提供が図られるよう市が措置する。	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
7 老人日常生活用具給付等	<p>【目的】 ひとり暮らし高齢者等に日常生活用具を給付又は貸与し、日常生活上の便宜を図る。</p> <p>【利用対象者】 ・火災警報機・・おおむね65才以上のA、B階層に該当する寝たきり高齢者又は、ひとり暮らし高齢者等 ・自動消火器・・同 上 ・電磁調理器・・おおむね65才以上であって、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし高齢者等</p> <p>【高齢者日常生活用具給付事業費用負担基準】 A 生活保護法による被保護世帯 0円 (単給世帯を含む。) B 生計中心者が前年所得税非課税世帯 0円 C 生計中心者の前年所得税課税年額が10,000円以下の世帯 16,300円 D 生計中心者の前年所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の世帯 28,400円 E 生計中心者の前年所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の世帯 42,800円 F 生計中心者の前年所得税課税年額が80,001円以上140,000円以下の世帯 52,400円 G 生計中心者の前年所得税課税年額が140,001円以上の世帯 全額</p>	<p>【目的】 ひとり暮らし等の高齢者に対して、日常生活用具を給付又は貸与することにより、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資する。</p> <p>【概要】 給付用具：電磁調理器、火災警報器、自動消火器 貸与用具：福祉電話(加入権)</p> <p>【対象者】 ・電磁調理器 おおむね65歳以上であって、心身機能の低下に伴い防火等の配慮が必要なひとり暮らし老人等 ・火災警報器 おおむね65歳以上の低所得の寝たきり老人、ひとり暮らし老人等 ・自動消火器 同上 ・福祉電話(加入権) おおむね65歳以上の低所得のひとり暮らし老人等(現在の加入権保有数は無し)</p> <p>【利用者負担額】 町全額補助</p>	未実施	雄和町では事業を実施していない。河辺町とは利用者負担額が無いため調整が必要	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
8 老人福祉施設入所等事務	<p>【目的】 65歳以上の高齢者で、身体等の障害により日常生活に支障があって、経済的に困窮している者を養護老人ホームへ入所させることについて、措置の要否を判定するため入所判定委員会を設置する。</p> <p>【内容】 ・入所判定委員会は年3回程度開催し、概ね5～6名の申請者について審査する。 ・委員構成は、医師、秋田市保健所長、老人福祉施設長、高齢福祉課長、福祉指導主事の5名と高齢福祉課在宅・施設担当職員の計9名で構成 ・任期は2年間で、医師および老人福祉施設長に報償費を支給</p>	<p>【目的】 原則として65歳以上の高齢者で、経済的・身体的または精神的な理由で養護老人ホームへの入所を希望するものについて、措置の要否を判定するために、入所判定委員会を設置する。</p> <p>【内容】 ・入所判定委員会は、医師、老人福祉施設長、民生委員代表、社会福祉協議会職員、保健師および秋田県秋田福祉事務所の老人福祉担当者各1名に、町老人福祉担当者3名より構成される。 ・任期は2年間とし、医師、老人福祉施設長、民生委員代表、社会福祉協議会職員には報償費を支給(その他の委員は公務扱いとする。) ・養護老人ホームの入所申請を受理した場合、随時開催する。平成14年度は2回開催し、2名の入所希望者について判定</p>	<p>【目的】 65歳以上の高齢者で、身体等の障害により日常生活に支障があって、経済的に困窮しているものを養護老人ホームへ入所させることについて、措置の要否を判定するため入所判定委員会を設置する。</p> <p>【内容】 ・入所判定委員会はその都度開催し、申請書について審査する。 ・委員構成は、医師・雄和町民生児童委員代表・町社会福祉協議会・在宅介護支援センター・福祉施設関係者の5名と福祉保健課長・担当職員の計7名で構成 ・任期は2年間で、医師および福祉施設関係者に報償費を支給</p>	<p>入所判定委員会の構成等について調整が必要</p>	<p>合併時に秋田市の制度に統一する。</p>

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
9 長寿者褒章	<p>【目的】 長寿の節目を迎えた高齢者に対し、敬老の意を表すとともに、長寿を祝福し、市民の敬老思想の高揚を図る。</p> <p>【内容】 商品券、祝い状、楯を贈り、長寿を祝福する。 対象者…本市の住民基本台帳、外国人登録原票に登録後5年以上居住し年度内に満80歳、満88歳、満90歳、満99歳のいずれかの年齢に達する者 年齢・祝い品の内容 ・満80歳(傘寿)…1万円分の秋田市共通商品券 ・満88歳(米寿)…2万円分の秋田市共通商品券、祝い状 ・満90歳(卒寿)…3万円分の秋田市共通商品券 ・満99歳(白寿)…5万円分の秋田市共通商品券、祝い状、楯</p> <p>【支給時期】 4月</p> <p>【支給方法】 ・満80歳、満88歳、満90歳…民生委員が支給(施設入所者は施設長が支給) ・満99歳…市長が支給 前年度に翌年度対象者分を予算計上(平成16年度対象者(H15予算)より満90歳への贈呈を廃止予定。また、平成17年度対象者より、満80歳への贈呈を廃止予定。なお、満88歳、満99歳の事業内容についても見直す。)</p>	<p>【目的】 多年にわたり社会の発展向上に貢献された老人に対し長寿を祝福し、併せて町民の敬老精神を高めることにより、老人福祉の向上を図ることを目的とする。</p> <p>【事業概要】 ・満100歳 祝金 1,000,000円・顕彰状 ・満95歳 祝金 100,000円 ・満90歳 祝金 50,000円 ・満88歳 祝金 30,000円 ・満77歳 祝金 20,000円</p> <p>【支給時期】 誕生日</p> <p>【実施方法】 100歳は町長が、対象者宅を訪問し手渡す。その他は民生委員から手渡す。</p>	<p>【目的】 長寿の節目を迎えた高齢者に対し、敬老の意を表すとともに、長寿を祝福し、敬老思想の高揚を図る。</p> <p>【内容】 対象者…町民で、年度に5年以上居住し、年度内に満90歳、満100歳のいずれかの年齢に達する者 年齢・祝い品の内容 ・満90歳…10万円、色紙 ・満100歳…50万円、色紙</p> <p>【支給時期】 誕生日</p> <p>【支給方法】 町長が訪問し、支給</p>	<p>・各市町で、対象年齢、祝い品の内容、支給時期が異なるため調整が必要 ・2町とも支給時期が対象者の誕生日のため、合併から当該年度末までの対象者に対する対応について検討を要する。</p>	合併時に秋田市の制度に統一する。

項目 (事務事業名等)	現況			課題	調整方針(案)
	秋田市	河辺町	雄和町		
10 地域ケア推進事業	<p>【目的】 高齢者が要介護状態にならないよう、保健・医療・福祉が一体となり、効果的な予防サービスおよび地域ケアの総合的調整等を行い、高齢者に対する介護予防のための処遇の確立を図る。</p> <p>【内容】 基幹型在宅介護支援センター(秋田市社会福祉協議会に委託)に事務局を置き、「秋田市地域ケア会議」を毎月1回程度開催している。保健・医療・福祉の実務担当が高齢者等に係る諸問題などについて、それぞれの立場から協議・意見交換などを行い、その人に最もふさわしいサービスの提供などを検討し、高齢者等の福祉の向上を図る。</p>	<p>【目的】 高齢者が要介護状態にならないよう、保健・医療・福祉が一体となり、効果的な予防サービス及び地域ケアの総合的調整等を行い、高齢者に対する予防のための処遇の確立を図る。</p> <p>【内容】 基幹型+地域型在宅介護支援センター(河辺町社会福祉協議会に委託)に事務局を置き、「河辺町地域ケア会議」を毎月1回程度開催している。保健・医療・福祉の実務担当が高齢者等にかかる諸問題などについて、それぞれの立場から協議・意見交換などを行い、その人にふさわしいサービスの提供などを検討し、高齢者等の福祉の向上を図る。</p>	<p>【目的】 高齢者が要介護状態にならないよう、保健・医療・福祉が一体となり、効果的な予防サービス及び地域ケアの総合的調整等を行い、高齢者に対する予防のための処遇の確立を図る。</p> <p>【内容】 基幹型+地域型在宅介護支援センター(雄和町社会福祉協議会に委託)に事務局を置き、「雄和町地域ケア会議」を毎月1回程度開催している。保健・医療・福祉の実務担当が高齢者等にかかる諸問題などについて、それぞれの立場から協議・意見交換などを行い、その人にふさわしいサービスの提供などを検討し、高齢者等の福祉の向上を図る。</p>		合併時に秋田市の制度に統一する。
11 福祉機器・用具の貸出	<p>【目的】 在宅寝たきり高齢者の外出を容易にし、機能の維持回復を図るとともに、地域との交流を促進させることにより、高齢者とその家庭の福祉向上を図る。</p> <p>【内容】 (対象) 原則として在宅寝たきり高齢者 (貸出期間) 原則として2週間、更新可能 (費用)無料</p>	<p>【目的】 一時的に福祉用具の利用を希望する高齢者等に対し、福祉用具を貸与(原則1ヶ月以内)する。</p> <p>【概要】 電動ベット、エア・マット、車いす、吸引機、吸入器、その他町備品として保管している福祉用具 【貸付期間】 原則として1ヶ月以内 【利用者負担】 なし</p>	未実施	貸し出し方法について検討が必要	合併時に事業を廃止し、秋田市社会福祉協議会の福祉機器貸し出し事業と統合する。
12 外出支援サービス事業	未実施	<p>【目的】 自宅で寝たきり等の要介護者および社会参加することのできない者を、介護予防事業・生きがい活動支援事業等を提供する場所や、医療機関等へ送迎することを目的とする。</p> <p>【事業概要】 移送用車両(リフト付車両)により利用者の送迎を行うものとする。 【負担割合】 利用料金：無料 ただし、燃料費代と運転ボランティアにかかる費用は利用者が負担する。</p>	<p>【目的】 一般の交通機関の利用が困難なものの通院等の場合に居宅と医療機関との間の送迎を実施</p> <p>【概要】 利用時間半日単位で家族等の添乗を付け実施する。 【委託先】 雄和町社会福祉協議会 【利用者負担】 1時間500円</p>	事業実施方法について検討が必要	合併時に事業を廃止し、秋田市社会福祉協議会の移送車貸し出し事業と統合する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
13 寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業	未実施	<p>【目的】 寝たきり老人および虚弱なひとり暮らし老人を対象に、常用する寝具を洗濯乾燥、殺菌消毒等を行う。</p> <p>【対象者】 65歳以上の援護の必要な方、ひとり暮らしの方</p> <p>【利用者負担】 1割</p> <p>【サ - ビス回数】 年3回 1回最高5,000円 3品以内 掛け布団 2,200円 毛布 600円</p>	未実施	事業実施方法について検討が必要	合併時に事業を廃止する。
14 軽度生活援助事業	<p>【目的】 軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能とするとともに、要介護状態への進行を防止する。</p> <p>【内容】 (対象者) 秋田市に住居を定め、現に居住するおおむね65歳以上の高齢者であって、単身世帯、高齢者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する世帯であること (サービスの内容) ・外出時の援助 ・食事・食材の確保 ・寝具類等の洗濯、日干し、クリーニングの洗濯物搬出入 ・家周りの手入れ ・軽微な修繕 ・家屋内の整理整頓 ・多少目が不自由な方に対するサービス ・宅地内の雪よせ 1回2時間以内で月2回まで、雪よせについては、1回1時間以内で1週間に1回まで</p>	未実施	<p>【目的】 軽易な日常生活上の援助を行うことにより、在宅のひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続を可能とするとともに、要介護状態の進行を防止する。</p> <p>【内容】 (対象者) 雄和町に住所を定め、現に居住するおおむね65歳以上の高齢者であって、単身世帯、高齢者のみの世帯またはこれに準ずる世帯に属する世帯であること (サービスの内容) 冬期除排雪援助の実施</p>	事業実施方法等について検討が必要	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
15 配食サービス	<p>【目的】 栄養バランスのとれた食事を配食することにより、ひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続を図り、また要介護状態の進行を防止するとともに安否確認を行う。</p> <p>【内容】 デイサービスセンター等の厨房で調理された食事を、1日1回、週3回を限度に、デイサービスセンター等の職員が利用者の自宅へ配達するとともに安否確認を行い、健康状態に異常のある場合は関係機関へ連絡する。</p> <p>1食当たり単価 800円 ・市負担 450円 ・利用者負担 350円</p>	<p>【目的】 毎週1回専属調理員による夕食弁当を配達することにより、安否の確認および孤独感の解消を図り、在宅福祉の増進に資することを目的とする。</p> <p>【対象】 70歳以上のひとり暮らし老人(ただし、65歳～69歳までの虚弱な方を含む) 共に満75歳以上の老人世帯(ただし、70歳～74歳までの世帯で、どちらかが入院等でひとり暮らしとなる方を含む)</p> <p>【利用者負担】 1食につき 600円 町負担 300円 利用者負担 300円</p>	<p>【目的】 栄養バランスのとれた食事を配食することにより、ひとり暮らし高齢者等の自立した生活の継続を図り、また要介護状態の進行を防止するとともに安否確認を行う。</p> <p>【内容】 デイサービスセンターの厨房で調理された食事を、1日1回、生きがい通所事業の高齢者に週1回、デイサービスセンター等の職員が利用者の自宅へ配達するとともに安否確認を行い、健康状態に異常のある場合は関係機関へ連絡する。</p> <p>1食当たり単価 1,200円 町負担 800円 利用者負担 400円</p>	<p>・1食あたりの単価が秋田市800円、河辺町600円、雄和町1,200円、また利用者負担額が秋田市350円、河辺町300円、雄和町400円のため調整が必要 ・配食回数は秋田市が週3回、河辺町・雄和町は週1回であり調整が必要</p>	<p>合併時に秋田市の制度に統一する。</p>

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
16 生きがい活動支援通所事業	<p>【目的】 ひとり暮らし高齢者等に対し、通所により各種のサービスを提供することによって、社会的孤立感の解消、自立生活の助長および要介護状態への進行を防止する。</p> <p>【内容】 (対象者) おおむね65歳以上であって、単身世帯、高齢者のみの世帯およびこれに準ずる世帯に属する者のうち、秋田市に住居を定め、現に居住しており、要介護認定により「非該当」となった者</p> <p>(サービス内容) ・給食サービス ・入浴サービス等 利用は1週間に2回まで</p> <p>【利用者負担】 ・基準単価3,000円 ・利用料1日300円(生活保護受給者は無し) ・入浴・給食はそれぞれ350円、その他原材料費は実費</p>	<p>【目的】 介護保険の対象にならない、家に閉じこもりがちな高齢者、要介護状態になるおそれのある在宅の高齢者に対し、デイサービス事業を実施することにより、当該高齢者の自立生活の助長、社会的孤立感の解消および要介護状態になることの予防を図ることを目的とする。</p> <p>【対象者】 介護保険の要介護認定において自立と認定された者</p> <p>【概要】 (サービスの内容) ・給食サービス、入浴サービス、日常動作訓練、趣味創作活動など ・介護保険の通所介護に準ずるものとする。</p> <p>【費用】 ・事業費基準単価 3,000円 ・利用者負担額 300円(基準単価の1割) ただし、被保護世帯に属する者は無料とする。 ・入浴・給食 700円</p>	<p>【目的】 ひとり暮らし高齢者等に対し、通所により各種のサービスを提供することによって、社会的孤立感の解消、自立生活の助長および要介護状態への進行を防止する。</p> <p>【内容】 (対象者) おおむね65歳以上であって、単身世帯、高齢者のみの世帯およびこれに準ずる世帯に属する者のうち、雄和町に住居を定め、現に居住しており、要介護認定により、「非該当」となった者</p> <p>【利用者負担】 入浴・給食代込み ・耕心苑 利用料1日800円(生活保護世帯は食事代のみ) ・緑水苑 利用料1日1,000円</p> <p>【目的】 耕心苑に通所する者について、自宅、バス停、事業所間を送迎する。</p> <p>【委託先】 中央交通、高尾タクシー(自宅～バス停)</p> <p>【利用者負担額】 中央交通ユーグル往復100円、タクシー料金町負担 バス料金の1人当り負担を100円とし差額分を町が支払う。 南循環本人負担100円町負担100円 南北循環本人負担100円町負担300円</p>	<p>事業実施方法等について調整が必要</p>	<p>合併時に秋田市の制度に統一する。なお、雄和町の耕心苑の事業については、老人いこいの家と同等に位置づけた上で継承し、送迎は高齢者バス優遇乗車助成事業および秋田市社会福祉協議会の移送車貸出事業で代替する。</p>

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
17 生活管理指導事業(指導員派遣)	<p>【目的】 社会適応が困難な高齢者に対して、生活管理指導員を派遣し、日常生活に対する指導、支援を行い、要介護状態への進行を予防する。</p> <p>【内容】 (サービスの内容) 家事に関する支援・指導(調理、洗濯、掃除、買い物等)、相談・助言、関係機関との連絡調整 (利用対象者) 要介護認定により「非該当」となった、おおむね65歳以上であって、単身世帯、高齢者のみの世帯およびこれに準ずる世帯に属する者 (1回あたりの派遣時間) 1時間未満 1時間以上1時間30分未満 1時間30分以上2時間未満 (利用者負担基準) 1時間未満 208円 1時間以上1時間30分未満 291円 1時間30分以上2時間未満 374円 生活保護世帯は負担なし</p>	<p>【目的】 社会適応が困難な高齢者に対して、生活管理指導員を派遣し、日常生活に対する指導、支援を行い、要介護状態への進行を予防する。</p> <p>【対象者】 おおむね65歳以上の高齢者で、介護保険の要介護認定において自立とされた者 【事業委託】 本事業は、町が適切と認める地方公共団体、社会福祉法人および医療福祉法人等に委託して行う。 【費用】 ・派遣1時間まで 2,080円 ・派遣1時間を超え1時間30分まで 2,910円 ・派遣1時間30分を超え2時間まで 3,740円 【利用者負担額】 派遣に要した費用の1割 (生活保護世帯は免除)</p>	<p>【目的】 社会適応が困難な高齢者に対して、生活管理指導員を派遣し、日常生活に対する指導、支援を行い、要介護状態への進行を予防する。</p> <p>【内容】 (サービスの内容) 家事に関する支援・指導(調理、洗濯、掃除、買い物等)、相談・助言、関係機関との連絡調整 (利用対象者) 要介護認定により「非該当」となった、おおむね65歳以上であって、単身世帯、高齢者のみの世帯およびこれに準ずる世帯に属する者 (1回あたりの派遣時間) 1時間未満 (利用者負担基準) 基準単価 1,600円 利用者負担 1時間 160円(生活保護世帯は免除) 町負担 1時間 1,440円 派遣時間制限無し</p>	<p>事業実施方法等について調整が必要</p>	<p>合併時に秋田市の制度に統一する。</p>
18 生活管理指導事業(短期宿泊)	<p>【目的】 ひとり暮らし高齢者等を一時的に養護する必要がある場合に、短期間の宿泊により日常生活に対する指導、支援を行い、基本的な生活習慣の確立が図られるよう援助し、これら高齢者等の福祉の向上を図るとともに要介護状態への進行を予防する。</p> <p>【内容】 4月から3月までの1年間に14日を限度に短期宿泊させ、日常生活に対する指導、支援を行い、基本的な生活習慣の確立が図られるよう援助する。 利用料1回 381円(生活保護世帯には軽減措置) 食事代1日 780円</p>	<p>【目的】 社会適応が困難な介護保険の対象とならない高齢者に対し、老人福祉施設等の空きベット等を利活用して、短期間の宿泊による日常生活に対する指導および支援を行うことにより、要介護状態への進行を予防することを目的とする。</p> <p>【利用期間】 4～9月および10月～3月の6ヶ月を区切りとし、それぞれ原則として7日以内 【事業費】 1日当たり 4,500円 (生活保護世帯は5,500円) 【利用者負担額】 1日当たり 1,500円 食事代 実費自己負担 (生活保護世帯は500円)</p>	<p>【目的】 ひとり暮らし高齢者等を一時的に養護する必要がある場合に、短期間の宿泊により日常生活に対する指導、支援を行い、基本的な生活習慣の確立が図られるよう援助し、これら高齢者等の福祉の向上を図るとともに要介護状態への進行を予防する。</p> <p>【利用期間】 原則として14日以内 【内容】 利用料1回 1,700円(生活保護世帯には減免措置) 食事代 実費自己負担</p>	<p>・利用者負担額が秋田市が381円、河辺町は1,500円、雄和町は1,700円となっており調整が必要 ・また、利用期間が秋田市が年間14日、河辺町が7日以内、雄和町が14日以内となっており調整が必要</p>	<p>合併時に秋田市の制度に統一する。</p>

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
19 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業	未実施	<p>【目的】 この事業は、高齢者に対し、要介護状態にならないための介護予防や生活支援、生きがいづくりや健康づくり活動の実践をとおして、健康寿命を高め、生き活きた元気老人を増やし、健康で明るい町をつくることを目的とする。</p> <p>【対象者】 町内に居住する65歳以上の高齢者で下記の者を除く。 介護認定されている者 病気療養中の者で主治医から同意の得られない者</p> <p>【事業内容】 この事業は、秋田県健康増進交流センター「ユフォーレ」を拠点とし次の事業を行う。 介護予防（転倒予防・痴呆予防・日常生活訓練等） 病気予防（生活習慣病予防・歯の健康教室等） 高齢者食生活改善（高齢者料理実習・栄養指導等）等</p>	<p>【目的】 高齢者が仲間と交流したり楽しみをもつ等社会とのつながりを持ち続けることにより、寝たきりや痴呆の予防効果が期待される。高齢者の身近なふれあいの場づくりをめざす。</p> <p>【対象】 おおむね65歳以上の地域の高齢者町内5カ所の単位老人クラブを窓口 に、身近な自治会館で年5回教室を開催。5年間で全町で実施予定</p> <p>【内容】 健康相談、健康体操、押し花や焼き物、藤細工などの趣味活動、若返り講話などを実施する。 自主的・継続的な運営ができるよう支援する。</p> <p>【手順】 老人クラブ総会時事業内容を説明し、実施単位老人クラブを募る。単位老人クラブの役員会等で具体的な実施内容について話し合い、プログラム作成する。</p> <p>【補助事業名】 国保総合健康づくり支援事業</p>	事業実施方法等について検討が必要	合併時に事業を廃止し、秋田市の類似事業である「いきいきサロン事業」に統合する。
20 成年後見制度利用支援事業	<p>【目的】 介護保険サービスの利用契約等が必要と認められる身寄りのない痴呆性高齢者に対し、本人を代理する成年後見人等の申立を市が行い、これら痴呆性高齢者の身上監護や財産保全を図る。</p> <p>【内容】 身寄りのない重度の痴呆性高齢者で、成年後見制度の利用が必要と認めた場合に市が申立を行い、それに要する経費および後見人等の報酬の全部又は一部を助成する。</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
21 緊急通報システム	<p>【目的】 ひとり暮らし高齢者等の急病や災害等の緊急時に、迅速かつ適切に対応し、高齢者の日常生活の安全を図る。</p> <p>【内容】 ひとり暮らし高齢者等に緊急通報装置を貸与する。病気などの緊急事態に陥った高齢者から緊急通報を受信した場合、援助や救助を行う。また、委託先の(株)NTTソルコより、週1回の安否確認電話(お元気コール)を行う。</p> <p>緊急通報システム貸与と事業費用負担基準</p> <p>利用者世帯の階層区分 利用者負担額</p> <p>A 生活保護法による被保護世帯 0円</p> <p>B 前年所得税非課税世帯 0円</p> <p>C 前年所得税課税年額が10,000円以下の世帯 1,358円</p> <p>D 生計中心者の前年所得税課税年額が10,001円以上30,000円以下の世帯 2,366円</p> <p>E 生計中心者の前年所得税課税年額が30,001円以上80,000円以下の世帯 3,566円</p> <p>F 生計中心者の前年所得税 課税年額80,001円以上140,000円以下の世帯 4,366円</p> <p>G 生計中心者の前年所得税課税年額が140,001円以上の世帯 4,746円</p> <p>使用機器 NTTSL5, 6, 7</p>	<p>【目的】 在宅のひとり暮らし老人の健康と安全の確保のため緊急通報装置を設置する。</p> <p>装置を設置する対象者は、65歳以上のひとり暮らし老人および特に必要と認められるもの</p> <p>【内容】 利用者宅に設置した緊急通報装置の緊急ボタンを押すと、平日日中は社会福祉協議会、夜間土日は消防が受信し近隣・親戚等の協力員へ連絡する。設置は河辺町社会福祉協議会が町の補助を受けて負担する。</p> <p>利用者数 39件</p> <p>利用者負担無し</p> <p>使用機器 タイコー電器</p>	<p>【目的】 ひとり暮らし高齢者等の急病や災害等の緊急時に、迅速かつ適切に対応し、高齢者の日常生活の安全を図る。</p> <p>【内容】 ひとり暮らし高齢者等に緊急通報装置を貸与する。協力員2名を登録、内1名は民生委員</p> <p>家庭内で病気などの緊急事態に陥った高齢者から消防署が緊急通報を受信した場合、直ちに救助活動を行う。</p> <p>・月2回消防署が安否確認実施</p> <p>利用者数 45件</p> <p>利用者負担無し</p> <p>使用機器 NTTSL5, 6</p>	<p>委託先、利用者負担額、受信先が異なるため調整が必要</p>	<p>合併時に秋田市の制度に統一する。</p>
22 高齢者地域支援体制整備、評価事業	未実施	未実施	<p>【目的】 要介護状態にならないための介護予防サービス、生活支援サービス、家族介護支援サービスを実施することにより、健やかで活力ある地域づくりを推進する。</p> <p>【内容】 高齢者に対する身近な相談支援体制のため、高齢者が気軽に相談できる相談窓口を設置し、随時様々な相談に応じ、問題解決を図る。</p> <p>【対象者】 高齢者世帯および要援護世帯</p>	<p>事業実施方法等について検討が必要</p>	<p>合併時に事業を廃止し、在宅介護支援センター事業に統合する。</p>

項 目 (事 務 事 業 名 等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
23 特別養護老人ホームの管理運営	未実施	未実施	【内容】 特別養護老人ホームの施設管理および運営業務委託	雄和町の施設について調整が必要	合併時に公設民営から民設民営へ移行することにより公の施設としての管理運営を廃止する。起債の償還については秋田市に引き継ぐ。
24 軽費老人ホームの管理運営	未実施	未実施	【内容】 雄和町ケアハウス「花の家」の管理運営を行う。	雄和町の施設について調整が必要	合併時に公設民営から民設民営へ移行することにより公の施設としての管理運営を廃止する。起債の償還については秋田市に引き継ぐ。
25 老人デイサービスセンターの管理運営	【目的】 平成14年度より秋田市老人デイサービスセンターの管理運営を社会福祉法人に委託 【内容】 各法人はセンターにおいて、介護保険法第70条に規定する指定居宅サービス事業者として通所介護を実施する。 秋田市八橋・旭南・川口・外旭川老人デイサービスセンター 【委託先】 社会福祉法人4法人	【目的】 センターの設置の目的を効果的に達成するため、河辺町デイサービスセンター「せせらぎ苑」の管理を社会福祉法人河辺町社会福祉協議会に委託	【目的】 平成8年度より雄和町老人デイサービスセンターの管理運営は雄和町社会福祉協議会に委託により実施		合併時に秋田市の制度に統一する。 なお、雄和町デイサービスセンターについては、特別養護老人ホームおよび軽費老人ホームとの一体的な取り扱いとする。
26 高齢者健康づくりセンター・ふれあいプラザの管理運営	未実施	【目的】高齢者健康づくりセンター 高齢者が要介護状態になったり、状態が悪化したりすることを予防する。高齢者の健康増進、介護予防に関する知識・方法の普及を図るための事業の拠点 介護予防拠点整備事業を活用した施設	【目的】ふれあいプラザ 高齢者の心身の健康を保持し、高齢者およびその家族に対する相談、指導、援助を実施する。 【委託先】 雄和町社会福祉協議会 介護予防拠点整備事業を活用した施設	管理運営について調整が必要	合併後の両施設の管理運営については、現在の形態を踏まえ外部団体への管理委託を継続する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
27 高齢者バス優遇乗車助成事業	<p>【目的】 高齢者のバス料金の一部を助成することで、高齢者の社会参加と生きがいを促進し、老人福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 満70歳以上の秋田市民が対象。申請により「高齢者バス優遇資格証明書」の交付を受け、高齢者専用回数券(ゆうゆう回数券)を別途購入する。この「ゆうゆう回数券」(1冊1,000円相当)購入費の半額を市で負担し、500円にて購入できる。1ヶ月につき5冊まで購入可能</p>	未実施	<p>【目的】 ふれあい支援センター耕心苑の生きがい通所事業に通う高齢者のバス料金の一部を助成することで、高齢者の社会参加と生きがいを促進し、老人福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 生きがい通所事業利用者の路線バス料金の1人当り負担を100円とし差額分を町が支払う。 南循環 本人負担100円町負担100円 南北循環本人負担100円町負担300円</p>	事業実施方法等について検討が必要	合併時に秋田市の制度に統一する。
28 生活支援ハウス運営事業	<p>【目的】 高齢者に対して、介護支援機能、住居機能および交流機能を総合的に提供することにより、安心して生活を送れるよう支援する。</p> <p>【内容】 ひとり暮らしや夫婦のみの世帯の者で高齢等のため独立して生活することに不安のある者に住居を提供するとともに、各種相談助言および介護保険サービス、保健福祉サービスの利用に対し援助を行う。</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。
29 いこいスペース創成事業	<p>【目的】 高齢者が気軽に集まって交流できる場を確保し、既存の公的施設の利用促進を図る。</p> <p>【内容】 週1回以上、高齢者専用のいこいスペースを確保しようとするコミュニティセンター運営委員会に、憩いの場として活用できる物品の整備費等を補助。1施設70万円を上限とする。</p> <p>【設置状況】 平成15年度の勝平地区の設置をもって事業終了</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施	事業廃止

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
30 軽費老人ホーム事務費 助成経費	【目的】 軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、入所者が負担すべき事務費の一部を助成し、入所者の負担を軽減する。	未実施	【目的】 軽費老人ホームの運営に要する費用のうち、入所者が負担すべき事務費の一部を助成し、入所者の負担を軽減する。		合併時に秋田市の制度に統一する。
31 高齢者住宅整備資金貸付事業	・平成9年度限りで貸付事業廃止 ・滞納整理事務のみ実施 ・高齢者住宅整備資金貸付金の滞納の防止および解消を図る。	【目的】 高齢者福祉の増進を図るため、高齢者住宅整備資金の貸付を行う。 【対象者】 町内に居住し、60歳以上の者と同居する者で、高齢者の住宅の整備を必要とし、自力で整備を行うことが困難な者 【内容】 貸付金の限度額 1戸当り150万円	【目的】 老人福祉の増進を図るため住宅整備資金の貸付を行う。 【対象者】 雄和町に居住し、60歳以上の親族である高齢者と同居する者で高齢者の専用居室を必要とし、自力で整備を行うことが困難な者 【内容】 貸付限度額 1戸当り100万円	秋田市では貸付事業を平成9年度限りで廃止しており、検討が必要	合併時に事業を廃止する。滞納整理事務は引き続き行う。
32 ふれあい入湯券交付事業	未実施	未実施	【目的】 在宅高齢者および身体障害者手帳所持者に入湯割引券を支給し、健康保持増進を図る。 【対象】 65歳以上の高齢者(4月1日現在)、身体障害者手帳所持者、介護認定を有する者で、常に介護者を必要とする者 【内容】 年1回4月に25枚半額割引券を申込者に交付。年1回7枚家族風呂入湯割引券を申込者に交付(いづれか一方) 【利用施設】 雄和ふるさと温泉ユアス	事業実施方法等について検討が必要	平成16年度で事業を廃止する。なお、17年度以降は、高齢者優待制度の導入を運営主体に要望する。
33 研修バス助成事業	未実施	未実施	【目的】 福祉バス廃止に伴い、福祉活動を目的として活動する団体や、当課における福祉活動団体の利用に供する。 【内容】 ・町内の活動時にバスが必要な場合「特発バス」を使用 ・町外での活動にバスが必要な場合は、「貸切バス」の申込を2週間前までにいバス運行会社と調整の上許可する。	事業実施方法について検討が必要	合併時に事業を廃止する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
34 老人いこいの家管理運営委託経費(修繕経費)	<p>【目的】 高齢者が気軽に立ち寄ることができる憩いの場、生きがいづくりの場を提供し、心身の健康増進を図る。</p> <p>【内容】 老人いこいの家(八橋・飯島・大森山)を高齢者の生きがいづくりの拠点施設と位置付け、自主事業を行うなど活動の活性化を図るため、(福)秋田市社会福祉協議会に管理運営委託する。 利用料 無料</p>	未実施	<p>農林漁家高齢者センター・ふれあい支援センター「耕心苑」</p> <p>【目的】 老人の方々に健康で明るい老後を送っていただくため、趣味活動を通じてふれあいを深め生きがいを見いだすお手伝いをする。</p> <p>【内容】 ・生活指導(趣味、創作活動) ・健康チェック ・入浴サービス ・給食サービス 利用料1日800円(入浴、給食込み) ユーグルで送迎</p>	雄和町のふれあい支援センター「耕心苑」の位置づけ、運営等について検討を要する。	合併時に秋田市の制度に統一する。(秋田市老人いこいの家と同等の位置づけをする。)
35 在宅介護相談協力員	<p>【目的】 地域型在宅介護支援センター業務を支援するために相談協力員を設置する。</p> <p>【内容】 相談協力員として民生・児童委員や薬局の薬剤師に委嘱し地域型在宅介護支援センターと連携し業務を行う。</p>	<p>【目的】 河辺町在宅介護支援センター業務を支援するために相談協力員を設置する。</p> <p>【概要】 相談協力員に民生・児童委員を委嘱し基幹型在宅介護支援センターと連携し業務を行う。</p>	未実施	秋田市は民生・児童委員や薬剤師に委嘱、河辺町は民生・児童委員にのみ委嘱、雄和町は協力員がいないことから、協力員の構成について調整が必要	合併時に秋田市の制度に統一する。
36 いきいきサロン事業	<p>【目的】 家に閉じこもりがちな高齢者に対し、社会的孤立感の解消、自立生活の助長および要介護状態となることを予防し、健康でいきいきとした生活を支援する。</p> <p>【内容】 ・老人いこいの家3館で毎月1回、おおむね60歳以上の方を対象に健康教室、写真教室、軽スポーツ教室等を開催 ・(福)秋田市社会福祉協議会に業務委託 参加料無料(実費は自己負担)</p>	未実施	未実施	秋田市のみ実施	合併時に秋田市の制度に統一する。

項 目 (事務事業名等)	現 況			課 題	調整方針(案)
	秋 田 市	河 辺 町	雄 和 町		
37 在宅介護支援センター	<p>【目的】 市内に居住する在宅の寝たきり等高齢者およびその介護者に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、それらのニーズに対応した各種の保健、福祉サービスが総合的に受けられるように、関係行政機関、サービス事業者等との連絡調整等の便宜を供与し、もって、地域の要介護高齢者および要援護となるおそれのある高齢者ならびにその家族等の福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 市内21ヶ所の在宅介護支援センターの事業運営を社会福祉法人・医療法人に委託をしている。 基幹型在宅介護支援センター1カ所 地域型在宅介護支援センター20カ所</p>	<p>【目的】 町内に居住する在宅の寝たきり等高齢者およびその介護者に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、それらのニーズに対応した各種の保健、福祉サービスが総合的に受けられるように、関係行政機関、サービス事業者等との連絡調整等の便宜を供与し、もって、地域の要介護高齢者および要援護となるおそれのある高齢者ならびにその家族等の福祉の向上を図る。</p> <p>【事業内容】 基幹型支援センター 1カ所 地域型支援センター 1カ所</p> <p>【委託先】 河辺町社会福祉協議会</p>	<p>【目的】 町内に居住する在宅の寝たきり等高齢者およびその介護者に対し、在宅介護等に関する総合的な相談に応じ、それらのニーズに対応した各種の保健、福祉サービスが総合的に受けられるように、関係行政機関、サービス事業者等との連絡調整等の便宜を供与し、もって、地域の要介護高齢者および要援護となるおそれのある高齢者ならびにその家族等の福祉の向上を図る。</p> <p>【内容】 雄和町在宅介護支援センターは、基幹型+地域型で実施し、事業を雄和町社会福祉協議会へ委託して実施している。</p>	秋田市、河辺町、雄和町各々に基幹型、地域型在宅介護支援センターがあり基幹型、地域型の設置調整が必要	両町の基幹型在宅介護支援センターを地域型とし、両町に各2カ所の地域型在宅介護支援センターを置く。
38 在宅介護住宅整備資金貸付事業	未実施	未実施	<p>【目的】 高齢化社会に対応し在宅介護に係る住宅整備基金の住宅整備資金貸付を行う。</p> <p>【内容】 ・貸付限度額 1戸当り300万円 ・貸付利率 無利息 ・償還期間 据置期間2年以内それを経過後10年以内 ・償還方法 均等半年賦</p> <p>【対象者】 在宅介護のための住宅の補修、新築、改築、拡張、改造に必要な資金を要し、次のいずれかに該当する者 ・雄和町に居住する介護保険法の要介護認定を受けた者又は世帯主 ・雄和町に居住する介護が必要な程度の者又は世帯主</p>	事業実施方法について検討が必要	合併時に事業を廃止する。